

## 都立産業貿易センター台東館で使用する電力の受給仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
東京都立産業貿易センター台東館

1. 件名 都立産業貿易センター台東館で使用する電力の受給の件
2. 発注者 公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という）  
東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎
3. 受給場所 東京都台東区花川戸 2-6-5  
東京都立産業貿易センター台東館
4. 契約期間 令和元年 10 月 1 日午前 0 時から令和 3 年 3 月 31 日午後 12 時まで
5. 契約電力 499 キロワット  
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを越えないものとする)
6. 仕様
  - (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数および電気方式
    - ① 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
    - ② 供給電圧（標準電圧） 6.000 ボルト
    - ③ 計量電圧（標準電圧） 6.000 ボルト
    - ④ 標準周波数 50 ヘルツ
    - ⑤ 電気方式 1 回線受電
  - (2) 電力量等の検針
    - ① 自動検針装置 設置（東京電力㈱）
    - ② 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
    - ③ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付、精密級）
  - (3) 需給地点  
需用場所に設置した、地域を管轄する一般電気事業者（東京電力㈱）の設置する開閉器（PAS、台東館地階 第 1 電気室内へ設置）と断路器（DS）との、DS の電源側接続点。
  - (4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

財産分界点に同じ。

(6) 留意事項

①燃料費、力率、環境配慮等による調整

燃料費、力率等の変動があった場合は、協議の上、契約価格を改定することができる。ただし、その増額幅は、地域を管轄する一般電気事業者の燃料費等調整額及び力率による割増率を超えないものとする。また、環境配慮の程度の不足による契約価格の減額を必要とするときは、協議の上、価格を改定することができる。なお、環境配慮調整による減額対象電力使用量は、千 kWh 単位で決定するものとする。

②供給開始、終了時の費用負担

東京電力エナジーパートナー株式会社から電力を切り替える際に発生する各種工事に関する費用、及び他の電気事業者に切り替える際に発生する各種工事に関する費用は、電気事業者の負担とする。

③供給開始、終了時の安定供給

東京電力エナジーパートナー株式会社から電力を切り替え時、また、契約終了時の他の電力会社への切り換え時に電力の供給を一時たりとも停止させないこと。

④契約解除の通達

電力需給契約の満期前の別段の意思表示による需給停止における、意思表示の時期は、満期前 3 か月前までとすること。

⑤約款・契約書の内容

契約電力を超過した場合の電力料金の支払いに関する規程をはじめ、旧一般電気事業者の約款の内容を適用すること。

⑥「燃料調整費」等

東京電力（株）の徴収する「燃料調整費」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、それらと同額を支払うこととする。

⑦ガスを熱源とする内燃機関を原動力とする発電設備について、

（東京電力(株)との「発電設備系統連系サービス要綱」に基づく実施細目の申し合わせ済み。）

以下の使用の発電設備を 5 台保有する。

- ・ 定格出力                    25 キロワット
- ・ 定格電圧                    200 ボルト（三相）
- ・ 運転可能周波数            48.0 ヘルツ～52.0 ヘルツ
- ・ 力率（定格）                97%以上

⑧ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模用の標準（託送）供給条件による。なお入札価格の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づく付加金等は考慮しないこと。

⑨料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。

- ・契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入する。
- ・使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入する。
- ・力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入する。
- ・料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

#### （7）電力使用実績

台東館の令和元年度（10月～3月）及び令和2年度の月別予定電力使用量を添付する。なお契約期間における予定使用電力量については、天候やイベント設設備の稼働状況により変動することがある。

### 7. 入札参加資格

- （1）電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
- （2）次の資格を得ている者である事  
東京都競争入札参加資格で、「ライフライン」のうち「01 電力供給・電力買取」又は「電力供給（環境価値の確保）」の資格を有している者。
- （3）上記（2）①または②において、指名停止措置が講じられている期間の者でないこと。

### 8. 入札方法

- （1）入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、公社が別途提示する月毎の使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とすること。

- (2) なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9. 添付参考資料

「令和元年度（10 月から 3 月）及び令和 2 年度台東館予定電力使用量」